

第二級総合無線通信士「法規」試験問題

25問 2時間30分

A－1 総務大臣が日本の国籍を有しない人又は外国の法人若しくは団体に免許を与えない無線局に関する次の記述のうち、電波法（第5条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 電気通信業務を行うことを目的として開設する無線局
- 2 海岸局（電気通信業務を行うことを目的として開設するものを除く。）
- 3 アマチュア無線局
- 4 自動車その他の陸上を移動するものに開設し、若しくは携帯して使用するために開設する無線局又はこれらの無線局若しくは携帯して使用するための受信設備と通信を行うために陸上に開設する移動しない無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）

A－2 次の記述は、海上移動業務の無線局の免許後の変更について述べたものである。電波法（第17条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

免許人は、無線局の目的、通信の相手方、 A を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ B なければならない。ただし、無線設備の変更の工事であって、総務省令で定める軽微な事項のものについては、この限りでない。

A	B
1 通信事項、無線設備の設置場所、電波の型式、周波数若しくは空中線電力	総務大臣に届け出
2 通信事項、無線設備の設置場所、電波の型式、周波数若しくは空中線電力	総務大臣の許可を受け
3 通信事項若しくは無線設備の設置場所	総務大臣の許可を受け
4 通信事項若しくは無線設備の設置場所	総務大臣に届け出

A－3 次の記述は、総務大臣に対する報告について述べたものである。電波法（第80条及び第81条）及び電波法施行規則（第42条の4）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局の免許人は、次の(1)から(3)までに掲げる場合は、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- (1) A を行ったとき。
 - (2) 電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたとき。
 - (3) 無線局が外国において、 B とき。
- ② 総務大臣は、 C その他無線局の適正な運用を確保するため必要があると認めるときは、免許人に対し、無線局に関し報告を求めることができる。
- ③ 免許人は、①の場合は、できる限りすみやかに、文書によって、総務大臣又は総合通信局長に報告しなければならない。この場合において、遭難通信及び緊急通信にあつては、 D ときに限り、安全通信にあつては、総務大臣が別に告示する簡易な手続により、当該通報の発信に関し、報告するものとする。

A	B	C	D
1 遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信	あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされた	無線通信の秩序の維持	当該通報を発信したとき又は遭難通信を宰領した
2 遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信	当該外国の主管庁による無線局の検査を受けた	無線通信の秩序の維持	当該通報を発信した
3 遭難通信、緊急通信又は安全通信	あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされた	無線通信の円滑な疎通	当該通報を発信した
4 遭難通信、緊急通信又は安全通信	当該外国の主管庁による無線局の検査を受けた	無線通信の円滑な疎通	当該通報を発信したとき又は遭難通信を宰領した

A－4 次の表の各欄の記述は、それぞれ電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式を示すものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、電波の型式の記号表示とその内容が適合しないものはどれか。下の表の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

区分 番号	電波の型式 の 記 号	電 波 の 型 式		
		主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
1	F 2 B	角度変調で周波数変調	デジタル信号である単一チャネルのものであって、変調のための副搬送波を使用するもの	電信（自動受信を目的とするもの。）
2	P 0 N	パルス変調で無変調パルス列	変調信号のないもの	無情報
3	J 3 E	振幅変調で抑圧搬送波による単側波帯	アナログ信号である単一チャネルのもの	電話（音響の放送を含む。）
4	G 1 B	角度変調で位相変調	デジタル信号である2以上のチャネルのものであって、変調のための副搬送波を使用するもの	電信（自動受信を目的とするもの。）

A－5 次の記述は、送信装置の周波数の安定のための条件について述べたものである。無線設備規則（第15条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- ① 周波数をその許容偏差内に維持するため、送信装置は、できる限り によって発振周波数に影響を与えないものでなければならない。
- ② 移動局（移動するアマチュア局を含む。）の送信装置は、實際上起こり得る によっても周波数をその許容偏差内に維持するものでなければならない。

- | | |
|----------------|--------------|
| A | B |
| 1 電源電圧又は負荷の変化 | 振動又は衝撃 |
| 2 外囲の温度又は湿度の変化 | 振動又は衝撃 |
| 3 外囲の温度又は湿度の変化 | 電源電圧又は負荷の変化 |
| 4 電源電圧又は負荷の変化 | 外囲の温度又は湿度の変化 |

A－6 無線局の運用に関する次の記述のうち、電波法（第53条、第55条、第57条及び第58条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- 1 海上移動業務及び海上移動衛星業務の無線局の行う通信には、暗語を使用してはならない。
- 2 無線局は、無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するとき又は実験等無線局を運用するときは、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。
- 3 無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- 4 無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ運用してはならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。

A－7 主任無線従事者の職務に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第34条の5）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- 1 無線設備の機器の点検若しくは保守を行い、又はその監督を行うこと。
- 2 電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたときに総務大臣に報告すること。
- 3 主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者に対する訓練（実習を含む。）の計画を立案し、実施すること。
- 4 無線業務日誌その他の書類を作成し、又はその作成を監督すること（記載された事項に関し必要な措置を執ることを含む。）。

A－8 次の記述は、遭難通信の取扱等に関する罰則について述べたものである。電波法（第105条及び第106条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① A が電波法第66条（遭難通信）第1項の規定による遭難通信の取扱いをしなかったとき、又はこれを遅延させたときは、 B に処する。
- ② 遭難通信の取扱いを妨害した者も、①と同様とする。
- ③ 船舶遭難又は航空機遭難の事実がないのに、無線設備によって C は、3月以上10年以下の懲役に処する。

A	B	C
1 無線通信の業務に従事する者	1年以上の有期懲役	遭難通信を発した者
2 無線通信の業務に従事する者	2年以上10年以下の懲役	救助を求める通信を発した者
3 無線従事者	1年以上の有期懲役	救助を求める通信を発した者
4 無線従事者	2年以上10年以下の懲役	遭難通信を発した者

A－9 次の記述は、無線電話通信による遭難通報に対する応答について述べたものである。無線局運用規則（第82条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 海岸局又は船舶局は、遭難通報を受信した場合において、これに応答するときは、次の事項を順次送信して行うものとする。
- (1) A

1 回
- (2) 遭難通報を送信した無線局の呼出符号又は呼出名称

3 回
- (3) こちらは

1 回
- (4) 自局の呼出符号又は呼出名称

3 回
- (5) 「了解」又は「OK」

1 回
- (6) 「メーデー」又は「遭難」

1 回
- ② ①により応答した船舶局は、その B の指示を受け、できる限り速やかに、次の事項を順次送信しなければならない。
- (1) 自局の名称

(2) 自局の位置（原則として C をもって表すものとする。ただし、著名な地理上の地点からの真方位及び D で示す距離によって表すことができる。）

(3) 遭難している船舶又は航空機に向かって進航する速度及びこれに到着するまでに要する概略の時間

(4) その他救助に必要な事項
- ③ ①及び②の事項を送信しようとするときは、遭難している船舶又は航空機の救助について自局よりも一層便利な位置にある他の無線局の送信を妨げないことを確かめなければならない。

A	B	C	D
1 「メーデー」又は「遭難」	船舶の責任者	経度及び緯度	海里
2 「メーデー」又は「遭難」	船舶局の遭難通信責任者	海域	キロメートル
3 警急信号	船舶の責任者	海域	海里
4 警急信号	船舶局の遭難通信責任者	経度及び緯度	キロメートル

A－10 遭難呼出し及び遭難通報の送信の反復に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第81条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 遭難呼出し及び遭難通報は、少なくとも3回連続して送信し、適当な間隔を置いてこれを反復しなければならない。
- 2 遭難呼出し及び遭難通報の送信は、その遭難通報に対する応答があるまで、必要な間隔を置いて反復しなければならない。
- 3 遭難呼出し及び遭難通報の送信は、他の無線局の通信に混信を与えるおそれがある場合を除き、遭難呼出しに対する応答があるまで、必要な間隔を置いて反復しなければならない。
- 4 遭難呼出し及び遭難通報の送信は、1分間以上の間隔を置いて2回反復し、これを反復しても応答がないときは、少なくとも3分間の間隔を置かなければ送信を再開してはならない。

A－11 次の記述は、遭難通信の取扱いについて述べたものである。電波法（第66条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局は、遭難通信を受信したときは、 A、かつ、 B に対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置を執らなければならない。
- ② 無線局は、遭難信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、 C を直ちに中止しなければならない。

A	B	C
1 他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し	通信可能の範囲内にあるすべての無線局	すべての電波の発射
2 できる限り速やかにこれに応答し	通信可能の範囲内にあるすべての無線局	遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射
3 できる限り速やかにこれに応答し	遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局	すべての電波の発射
4 他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し	遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局	遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射

A－12 次の記述は、主任無線従事者の講習の期間について述べたものである。電波法施行規則（第34条の7）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 免許人又は登録人（以下「免許人等」という。）は、主任無線従事者を選任したときは、当該主任無線従事者を選任の日から A 以内に B に関し総務大臣の行う講習を受けさせなければならない。
- ② 免許人等は、①の講習を受けた主任無線従事者にその講習を受けた日から C 以内に講習を受けさせなければならない。当該講習を受けた日以降についても同様とする。
- ③ ①及び②の規定にかかわらず、船舶が航行中であるとき、その他総務大臣が①及び②の規定によることが困難又は著しく不合理であると認めるときは、総務大臣が別に告示するところによる。

	A	B	C
1	3箇月	無線局の管理及び運用	5年
2	3箇月	無線設備の操作の監督	3年
3	6箇月	無線局の管理及び運用	3年
4	6箇月	無線設備の操作の監督	5年

A－13 次の記述は、局の検査について述べたものである。無線通信規則（第49条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。
なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 船舶局又は船舶地球局が寄航する国の政府又は権限のある主管庁は、検査のため、 A の提示を要求することができる。 B は、この検査が容易となるようにしなければならない。 A は、要求に際して提示することができるように保留していなければならない。 A 又はこれを発給した当局の証明が付された副本を、できる限り、常に局内に掲示しておくものとする。
- ② A が提示されないとき又は明白な違反が認められるときは、政府又は主管庁は、無線設備が無線通信規則によって課される条件に適合していることを自ら確認するため、 C ことができる。

A	B	C
1 無線通信規則に適合する旨の証明書	局の通信士又は責任者	その設備に係る資料の提示を求める
2 無線通信規則に適合する旨の証明書	船舶の責任者	その設備を検査する
3 許可書	局の通信士又は責任者	その設備を検査する
4 許可書	船舶の責任者	その設備に係る資料の提示を求める

A－14 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反の通告に関する次の記述のうち、無線通信規則（第 15 条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- 1 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を認めた管理機関、局又は検査官は、これをその属する主管庁に報告しなければならない。
- 2 主管庁は、その管轄の下にある局が行った国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則（特に、国際電気通信連合憲章第 45 条（有害な混信）及び無線通信規則 15.1 号（不要な伝送の禁止等））の違反に関する情報を知った場合には、その事実を確認し、必要な措置を執らなければならない。
- 3 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を認めた検査官は、これを違反した者の属する主管庁に報告しなければならない。
- 4 局が行った重大な違反に関する申入れは、これを認めた主管庁がこの局を管轄する国の主管庁に行わなければならない。

A－15 暗語に関する次の記述のうち、国際電気通信連合条約（第 40 条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- 1 構成国は、暗語による私報の自国の領域における発着を認めない場合においても、国際電気通信連合憲章第 35 条（業務の停止）に規定する業務の停止のときを除くほか、暗語による私報の中継を認めなければならない。
- 2 業務用電報は、すべての関係において暗語により記載することを禁止する。
- 3 官用電報は、すべての関係において暗語により記載することができる。
- 4 暗語による私報は、すべての構成国の間において認められる。ただし、私報に対して暗語を認めないことを事務総局長を経由してあらかじめ通告した構成国については、この限りでない。

A－16 次の記述は、SOLAS 条約（改正含む。）（注）附属書第 4 章（無線通信）の規定が適用になる船舶の機能要件について述べたものである。同条約附属書第 4 章第 4 規則（機能要件）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 5 までのうちから一つ選べ。

注 海上人命安全条約

船舶は、海上にある間、次の能力を有するものとする。

- (1) 第 4 章第 8 規則（無線設備（A1 海域））1.1 及び第 10 規則（無線設備（A1 海域、A2 海域及び A3 海域））1.4.4.3 に定める場合を除くほか、異なる無線通信業務を使用する少なくとも二の A 設備により、船舶から陸上への遭難警報を送信すること。
- (2) B を受信すること。
- (3) 船舶間の遭難警報を送信し及び受信すること。
- (4) 捜索及び救助のための調整に関する通信を送信し及び受信すること。
- (5) 現場の通信を送信し及び受信すること。
- (6) C 信号を送信し並びに第 5 章（航行の安全）第 19 規則（航海装置及び航海機器の搭載要件）2.3.2 の規定に従ってその信号を受信すること。
- (7) D を送信し及び受信すること。
- (8) 第 4 章第 15 規則（保守要件）8 の規定に従うことを条件として、陸上の無線体制又は無線通信網への一般無線通信を送信し及び当該無線体制又は無線通信網から一般無線通信を受信すること。
- (9) 船舶間通信を送信し及び受信すること。

A	B	C	D
1 互換性を有する	陸上から船舶への遭難警報	救助を求めるための	気象情報
2 互換性を有する	デジタル選択呼出装置による遭難警報	位置の探知のための	気象情報
3 互換性を有する	デジタル選択呼出装置による遭難警報	救助を求めるための	海上安全情報
4 分離し、かつ、独立した	陸上から船舶への遭難警報	位置の探知のための	海上安全情報
5 分離し、かつ、独立した	デジタル選択呼出装置による遭難警報	救助を求めるための	気象情報

A－17 次の記述は、時計、業務書類等の備付け等について述べたものである。電波法（第60条）及び無線局運用規則（第3条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局には、正確な時計及び A その他総務省令で定める書類を備え付けておかなければならない。ただし、総務省令で定める無線局については、これらの B の備付けを省略することができる。
- ② ①の時計は、その時刻を毎日 C 中央標準時又は協定世界時に照合しておかなければならない。

	A	B	C
1	無線業務日誌	一部	正午及び午後8時の2回
2	無線業務日誌	全部又は一部	1回以上
3	免許状	全部又は一部	正午及び午後8時の2回
4	免許状	一部	1回以上

A－18 航空局に備え付ける無線業務日誌に記載しなければならない事項に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第40条）の規定に照らし、この規定に適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 電波法第70条の4（聴守義務）の規定による聴守周波数
- 2 無線機器の試験又は調整のため電波を発射したときの使用電波の型式及び周波数
- 3 機器の故障の事実、原因及びこれに対する措置の内容
- 4 電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたときは、その事実

A－19 次の記述は、無線局の種別及びその定義について述べたものである。電波法施行規則（第4条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 海岸局 船舶局、 A 又は航路標識に開設する海岸局（船舶自動識別装置により通信を行うものに限る。）と通信を行うため陸上に開設する移動しない無線局（航路標識に開設するものを含む。）をいう。
- ② 基地局 B との通信（陸上移動中継局の中継によるものを含む。）を行うため陸上に開設する移動しない無線局（陸上移動中継局を除く。）をいう。
- ③ 船舶局 船舶の無線局（人工衛星局の中継によってのみ無線通信を行うものを除く。）のうち、無線設備が C のみのもの以外のものをいう。
- ④ 航空局 D と通信を行うため陸上に開設する移動中の運用を目的としない無線局（船舶に開設するものを含む。）をいう。

	A	B	C	D
1	船舶地球局	陸上移動局	レーダー	航空機局
2	遭難自動通報局	陸上移動局	遭難自動通報設備又はレーダー	航空機局
3	船舶地球局	陸上移動局又は携帯局	遭難自動通報設備又はレーダー	航空機局又は航空機地球局
4	遭難自動通報局	陸上移動局又は携帯局	レーダー	航空機局又は航空機地球局

A－20 船舶局の遭難自動通報設備の機能試験に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第8条の2）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 毎日1回以上、空中線を使用しないで、その無線設備の機能を確認しておかなければならない。
- 2 1年以内の期間ごとに、別に告示する方法により、その無線設備の機能を確認しておかなければならない。
- 3 1週間に1回以上、擬似空中線回路を用いて、その無線設備の機能を確認しておかなければならない。
- 4 毎月1回以上、当該無線設備の試験機能を用いて、その無線設備の機能を確認しておかなければならない。

B－1 海上移動業務の無線局の予備免許を受けた者が行う工事設計の変更等に関する次の記述のうち、電波法（第8条、第9条及び第19条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを**1**、これらの規定に定めるところに適合しないものを**2**として解答せよ。

- ア 電波法第8条の予備免許を受けた者は、予備免許の際に指定された工事落成の期限を延長しようとするときは、あらかじめ総務大臣に届け出なければならない。
- イ 電波法第8条の予備免許を受けた者は、混信の除去等のため予備免許の際に指定された周波数及び空中線電力の指定の変更を受けようとするときは、総務大臣に指定の変更の申請を行い、その指定の変更を受けなければならない。
- ウ 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。
- エ 電波法第8条の予備免許を受けた者は、無線設備の設置場所を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣に届け出なければならない。
- オ 電波法第8条の予備免許を受けた者が行う工事設計の変更は、周波数、電波の型式又は空中線電力に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法第7条（申請の審査）第1項第1号の技術基準（第3章に定めるものに限る。）に合致するものでなければならない。

B－2 次の記述は、目的外使用の禁止等について述べたものである。電波法（第52条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の**1**から**10**までのうちからそれぞれ一つ選べ。

無線局は、免許状に記載された **ア** 又は通信の相手方若しくは通信事項（特定地上基幹放送局については放送事項）の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次の(1)から(6)までに掲げる通信については、この限りでない。

- (1) 遭難通信（船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合に遭難信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。）
- (2) 緊急通信（船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に **イ** に緊急信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。）
- (3) 安全通信（船舶又は航空機の **ウ** するために安全信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。）
- (4) 非常通信（地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、 **エ** を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。）
- (5) **オ** の受信
- (6) その他総務省令で定める通信

- | | |
|------------------------------------|-------------------------|
| 1 目的 | 2 電波の型式及び周波数 |
| 3 陥るおそれがある場合その他緊急の事態が発生した場合 | 4 陥るおそれがある場合 |
| 5 安全かつ効率的な運航を確保 | 6 航行に対する重大な危険を予防 |
| 7 電気通信業務の通信 | 8 有線通信 |
| 9 気象通報 | 10 放送 |

B－3 船舶局においてその船舶の責任者の命令がなければ行うことができない呼出し又は通報の送信等に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第71条）の規定に照らし、この規定に定めるものに適合するものを**1**、この規定に定めるものに適合しないものを**2**として解答せよ。

- ア 安全呼出し又は安全通報の送信
- イ 遭難呼出し又は遭難通報の送信
- ウ 遭難警報又は遭難警報の中継の送信
- エ 緊急通報の告知の送信又は緊急呼出し
- オ 船位通報（遭難船舶、遭難航空機又は遭難者の救助又は捜索に資するために国又は外国の行政機関が収集する船舶の位置に関する通報であって、当該行政機関と当該船舶との間に発受するものをいう。）に関する通報の送信

B－4 次の記述は、無線通信（注）の秘密の保護について述べたものである。電波法（第59条及び第109条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

注 電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第3項の通信であるものを除く。

- ① 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、 ア 行われる イ を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

② ウ の秘密を漏らし、又は窃用した者は、 エ に処する。

③ オ がその業務に関し知り得た②の秘密を漏らし、又は窃用したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 1 特定の相手方に対して

2 総務省令で定める周波数を使用して

3 暗語による無線通信

4 無線通信

5 無線局の取扱中に係る無線通信

6 無線局の取扱中に係る暗語による無線通信

7 50万円以下の罰金

8 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

9 免許人又は無線従事者

10 無線通信の業務に従事する者

B－5 次の記述は、航空機局の運用について述べたものである。電波法（第70条の2）の規定に照らし 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 航空機局の運用は、その航空機の ア に限る。ただし、 イ のみを運用するとき、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

② 航空局又は海岸局は、航空機局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している航空機局に対して、その妨害を除去するために ウ ことができる。

③ 航空機局は、航空局と通信を行う場合において、 エ 又は使用 オ について、航空局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。
- 1 航行中

2 航行中及び航行の準備中

3 無線電話の送信装置及び受信装置

4 受信装置

5 必要な措置を執ることを求める

6 運用の停止を命ずる

7 通信の順序若しくは時刻

8 通信方法

9 電波の型式若しくは周波数

10 空中線電力